

工務部各資格の概要

2022年4月1日

(1) 工事責任者【線閉・停電責任者】 略称: 工事責任者(線)

東急電鉄 工務部施設保全課

当社線路関係工事において行える業務		工事責任者(線閉・停電責任者)					
経験年数等		軌道工事	軌道工事に5年以上従事し、かつ、営業線工事1年以上の業務経験を有していること。ただし、限定した作業に限り従事する場合、請負者が推薦し保線課長が承認した者は3年以上とすることができる。(※)				
		営繕工事 土木・建築工事	建設工事に3年以上もしくは線路関係工事に1年以上従事し、建設業法で定める資格のうち工事に必要な資格を有するか、またはそれに準ずる能力のあること。				
講習会	教習名称	安全の基本	技術基礎	合格者講習会		実地訓練	
	適用	○	1~4	新規:必須	更新:希望者	新規:必須	更新:希望者
検査	検査名称	身体機能	精神(クレバリン)			※軌道工事3年限定者は東急電鉄保線課長が審査し、結果合格であれば保線課長が受講申請書に押印します。 申請することにより列車見張員、工事指揮者(安全点検者)を同時に取得可能。 但し、各資格に必要な業務経験年数を要する。	
	適用	○	○				

(2) 係員教育

当社線路関係工事で行える業務		現場代理人	本資格を有して請負者の代表として業務できるもの				
		事故防止専任者	軌道工事もしくは建設改良工事に7年以上の業務経験を有するもの				
		監理技術者	本資格を有して建設業法で定める資格を有していること。				
		主任技術者	本資格を有し、軌道工事においては10年以上従事し、かつ、工事責任者の経験が3年以上あること。または線路関係工事に7年以上従事し、建設業法で定める資格のうち工事に必要な資格を有する者であること。 営繕・土木・建築工事においては建設工事に7年以上従事し、建設業法で定める資格のうち工事に必要な資格を有するか、またはそれに準ずる能力のあること。				
		工事責任者	本資格を有し、軌道工事においては5年以上従事し、かつ、営業線工事1年以上の業務経験を有していること。ただし、限定した作業に限り従事する場合、請負者が推薦し保線課長が承認した者は3年以上とすることができる。 営繕・土木・建築工事においては、建設工事に3年以上もしくは線路関係工事に1年以上従事し、建設業法で定める資格のうち工事に必要な資格を有するか、またはそれに準ずる能力のあること。				
		軌道整備車 運転指揮者	本資格のほか、軌道整備車の運転業務経験を有し、保線区長が指名した者。				
受験における必要業務経験		全分野	なし (但し、係員資格と併願して列車見張員資格、工事指揮者(安)を取得する場合には各資格要件に準ずる) ※なお、係員教育認定取得後、事故防止専任者、監理技術者、主任技術者、工事責任者の業務を行う場合は、東急電鉄線路関係工事請負業者工事施工規程第3条に基づき、年度初め(資格取得時)の施工管理者および列車見張員名簿提出時に実務経験書を東急電鉄へ届け出ること。				
講習会	教習名称	安全の基本	技術基礎	合格者講習会		実地訓練	
	適用	○	1~3	-		-	
検査	検査名称	身体機能	精神(クレバリン)			申請することにより列車見張員、工事指揮者(安全点検者)資格を同時取得可能。 ただし、必要な業務経験年数を要する。	
	適用	○	○				

(3) 列車見張員

当社線路関係工事において行える業務		列車見張員					
受験における必要業務経験		全分野	線路関係工事に従事した経験が1年以上あり、請負者が行う列車見張員としての教育を修了していること。				
講習会	教習名称	安全の基本	技術基礎	合格者講習会		実地訓練	
	適用	○	1~2	-		-	
検査	検査名称	身体機能	精神(クレバリン)			申請することにより工事指揮者(安全点検者)資格を同時に取得可能。ただし、必要な業務経験年数を要する。	
	適用	○	○				

(4) 工事指揮者(安全点検者) 略称: 工事指揮者(安)

当社線路関係工事において行える業務		工事指揮者(安全点検者)					
受験における必要業務経験		軌道工事	軌道工事に5年以上従事し、請負者が行う工事指揮者としての教育を修了していること。				
		営繕工事 土木・建築工事	建設工事に3年以上従事し、請負者が行う工事指揮者としての教育を修了していること。				
講習会	教習名称	安全の基本	技術基礎	合格者講習会		実地訓練	
	適用	○	1	-		-	
検査	検査名称	身体機能	精神(クレバリン)			-	
	適用	○	-				